

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 重野剛 様 あて名 〒160-0022 日本国東京都新宿区新宿二丁目5番10号日伸ビル 9階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 01.07.2008	

出願人又は代理人 の書類記号 FP-10090	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
----------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2008/055859	国際出願日 (日.月.年) 27.03.2008	優先日 (日.月.年) 30.03.2007
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61L2/04(2006.01)i, B08B3/08(2006.01)i, C02F1/50(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 栗田工業株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 19.06.2008

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 高岡 裕美 電話番号 03-3581-1101 内線 3421	4D 9737
--	--	---------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット 紙形式
 電子形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-13	有
	請求の範囲		無
進歩性 (I S)	請求の範囲	1-13	有
	請求の範囲		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲	1-13	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

国際調査報告では以下の文献1-6を引用している。

文献1: JP 2002-192162 A (栗田工業株式会社)

文献2: JP 2004-267864 A (オルガノ株式会社)

文献3: JP 2000-317413 A (栗田工業株式会社)

文献4: JP 2002-166283 A (栗田工業株式会社)

文献5: JP 2004-275881 A (栗田工業株式会社)

文献6: JP 7-299126 A (ホシザキ電機株式会社)

文献1には超純水製造システム内をアルカリ性溶液で洗浄後、過酸化水素溶液で洗浄する超純水製造システムの洗浄殺菌工程が開示されているが、上記の洗浄殺菌工程が「2回以上」行われることに関しては何ら言及されていない。

文献2には超純水製造供給装置の洗浄方法として「薬液を用いて2回以上洗浄を行う」と記載されているが、当該「薬液」として意図されているのは「過酸化水素水」や「塩基性水溶液」でしかない。

したがって「アルカリ性溶液で洗浄後、過酸化水素溶液で洗浄する洗浄殺菌工程」を「2回以上」繰り返すことに関しては記載も示唆もされていない。

文献3-6はいずれも従来技術を示すに留まるものである。

ここにおいて、文献1の記載事項に対し、洗浄回数について言及する文献2の記載事項を組み合わせることにより、一見すると、この出願の請求の範囲に係る特定の洗浄殺菌工程を「2回以上行う」との構成は自明とも推測される。しかしながら、この出願に係る発明は上記洗浄殺菌工程の繰り返しにより、洗浄殺菌後の超純水製造開始から要求水質を満たすまでの期間を大幅に短縮するという、格別に顕著な効果を奏するものであるから、上記洗浄殺菌工程の繰り返しは自明の構成でない。

そうしてみると、この出願の請求の範囲1-13に係る発明は上記何れの文献によっても新規性及び進歩性を否定されるものでない。